定款

第1章 総 則

【商号】

第1条 当会社は、株式会社シイエヌエスと称し、英文ではCNS Co., Ltd. (略称CNS)と表示する。

【目的】

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) コンピューターシステム及びプログラミングの開発に関する受託業務
 - (2) 事務用計算機器の開発、販売
 - (3) コンピューターシステムの設計及びプログラミングの教育指導
 - (4) コンピューターシステム及びプログラムの開発、販売
 - (5) 事務用計算機器及びソフトウェアの輸出入及び国内販売
 - (6) 労働者派遣業務
 - (7) 経営コンサルタント業
 - (8) オンライン・オフラインによる情報の収集、提供
 - (9) 届出電気通信事業
 - (10) 上記各号に付帯する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

【機関】

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

【公告の方法】

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新 聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

【単元株式数】

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

- 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権 の割当てを受ける権利

【株主名簿管理人】

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

【株式取扱規程】

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

【招集】

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、 臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

【定時株主総会の基準日】

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

【招集権者および議長】

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順 序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【決議の方法】

- 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議 決権を行使することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に 提出しなければならない。

【議事録】

第16条 株主総会の議事録は法令で定めるところにより、書面または電磁的記録 をもって作成する。

【電子提供措置等】

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

【取締役の員数】

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

【取締役の選任】

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株 主総会において選任する。
 - 2. 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 の決議によって選任する。
 - 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

【取締役の任期】

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された 監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任 期の満了する時までとする。

【代表取締役および役付取締役】

- 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の中から代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会の招集権者および議長】

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを 招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順 序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

【取締役会の招集通知】

- 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

【重要な業務執行の決定の委任】

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議に よって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の 全部または一部を取締役に委任することができる。

【取締役会の決議方法】

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について 議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録に より同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会 の決議があったものとみなす。

【取締役会の議事録】

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

【取締役会規程】

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において 定める取締役会規程による。

【取締役の報酬等】

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会の決議をもって定める。

【取締役の責任免除】

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、予め定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

【常勤の監査等委員】

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが できる。

【監査等委員会の招集通知】

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに 発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

【監査等委員会の決議方法】

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。

【監査等委員会の議事録】

第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁 的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名 押印し、または電子署名を行う。

【監査等委員会規程】

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会 において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

【会計監査人の選任】

第35条 当会社の会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【会計監査人の任期】

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時 株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

【事業年度】

第37条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

【剰余金の配当等の決定機関】

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

【剰余金の配当の基準日】

- 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
 - 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
 - 3.前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【配当の除斥期間】

第40条 剰余金の配当が金銭である場合で、配当金がその支払開始の日から満3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるもの とする。 附則

【監査役の責任免除】

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第37回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

当会社の定款は、上記の通りである。

2025年11月4日変更

株式会社 シイエヌエス

代表取締役社長 関根政英